



平成 25 年 12 月 11 日

各 位

東京都中央区新川一丁目 28 番 44 号

アクリーティブ株式会社

代表取締役 社長 向井 徹

(コード番号：8423 東証一部)

問い合わせ先 執行役員 財務部長 高山 浩

TEL 03 - 3552 - 8701

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年12月11日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月 27 日全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を行うとともに、当社の単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用することといたしました。また、本制度の採用に伴い、定款を一部変更いたします。

なお、本株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 1 月 31 日(金)最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	434,200 株
今回の分割により増加する株式数	42,985,800 株
株式分割後の発行済株式総数	43,420,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	73,282,800 株

注) 上記の数値は、平成 25 年 9 月 30 日時点の発行済株式総数に基づくものであり、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 日程

基準日公告日	平成 26 年 1 月 16 日(木)
基準日	平成 26 年 1 月 31 日(金)
効力発生日	平成 26 年 2 月 1 日(土)
	実質的には平成 26 年 2 月 3 日(月)

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の株式分割の効力発生日である平成26年2月1日(土)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年2月1日(土)

注) 平成26年1月29日(水)をもって、東京証券取引所における当社売買単位は1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に記載の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法184条第2項及び第191条に基づく取締役会決議により、平成26年2月1日(土)付をもって、当社定款の一部を変更いたします。

株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。

株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条を新設いたします。

第5条の変更及び第6条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行います。

(2) 定款変更の内容(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>732,828株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>73,282,800株</u> とする。
(新設) 第6条~第48条 (条文省略)	<u>(単元株式数)</u> 第6条 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> <u>とする。</u>
(新設)	第7条~第49条 (現行どおり) 附 則 第1条 <u>第5条の変更及び第6条の新設なら</u> <u>びにそれに伴う条文の繰り下げは、</u> <u>平成26年2月1日をもって効力を</u> <u>生じるものとする。</u> 第2条 <u>本附則は、前条定款変更の効力発生</u> <u>をもってこれを削除する。</u>

【ご参考】

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株あたりの権利行使価額を平成26年2月1日以降、以下の通り調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成16年9月2日開催の取締役会決議に基づく新株予約権	9,300 円	93 円
平成18年4月19日開催の取締役会決議に基づく新株予約権	249,652 円	2,497 円

以 上